

マタニティ・ハラスメントは法律違反です。

育児・介護休業法及び男女雇用機会均等法の改正により、各職場では妊娠・出産・育児休業などを理由としたいやがらせ(いわゆる「マタニティ・ハラスメント」)を防止するための措置を講じることが2017年1月1日から使用者に義務づけられました。

妊娠・出産・育児休業などを理由に精神的・肉体的な嫌がらせ、解雇や雇い止め、また自主退職の強要などの不当な扱いは、マタニティ・ハラスメントとして、法律で禁止されています。

例えば

「産休・育休は認めない」と言われた。

妊娠を伝えたら「次の契約更新はしない」「他の人を雇うので早めに辞めてもらわなければならない」と言われた。

切迫流産で入院したら「もう来なくていいから退職届を書け」と言われた。

「就職したばかりなのに妊娠して、産休育休取るなんて凶々しい」と何度も言われた。

父親として育児休業を申し出たら、上司から「男のくせに育休取るなんてありえない」と言われた。

妊婦検診のために休暇を取得したいと上司に相談したら「病院は休みの日に行くものだ」と相手にしてもらえなかった。

育児短時間勤務をしていたら、同僚から「あなたが早く帰るせいで、まわりは迷惑している」と何度も言われ、精神的苦痛を感じている。

妊娠したことを指導教員に伝えたら「子どもをとるか、研究をとるかどっちかにしろ」と迫られた。

つわりがひどく大学を休んだら「学業に専念できないなら大学をやめてしまえ」と言われた。



遠慮なく、相談室に電話またはメールでご連絡ください。

広島大学 ハラスメント相談室 <http://www.hiroshima-u.ac.jp/harass/>

電話：082-424-5689

harassos@hiroshima-u.ac.jp